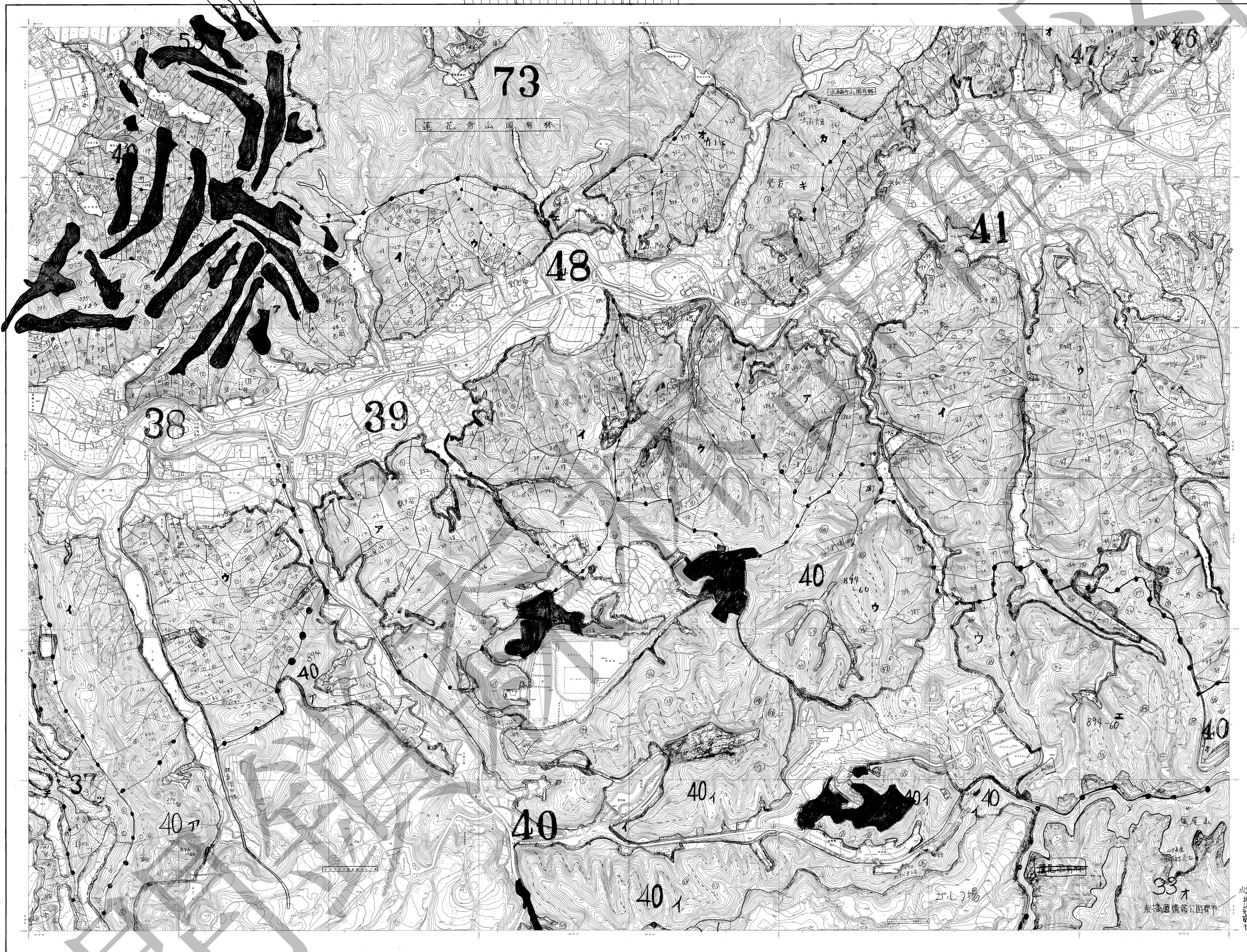


計 画 図 旧市町コード16
森 林 施 業 図 三 木 市 19-8

1 : 5,000



			19-1	19-2
		19-3	19-4	19-5
	19-6	19-7	19-8	19-9
19-10	19-11	19-12	19-13	19-14
19-15	19-16	19-17	19-18	19-19

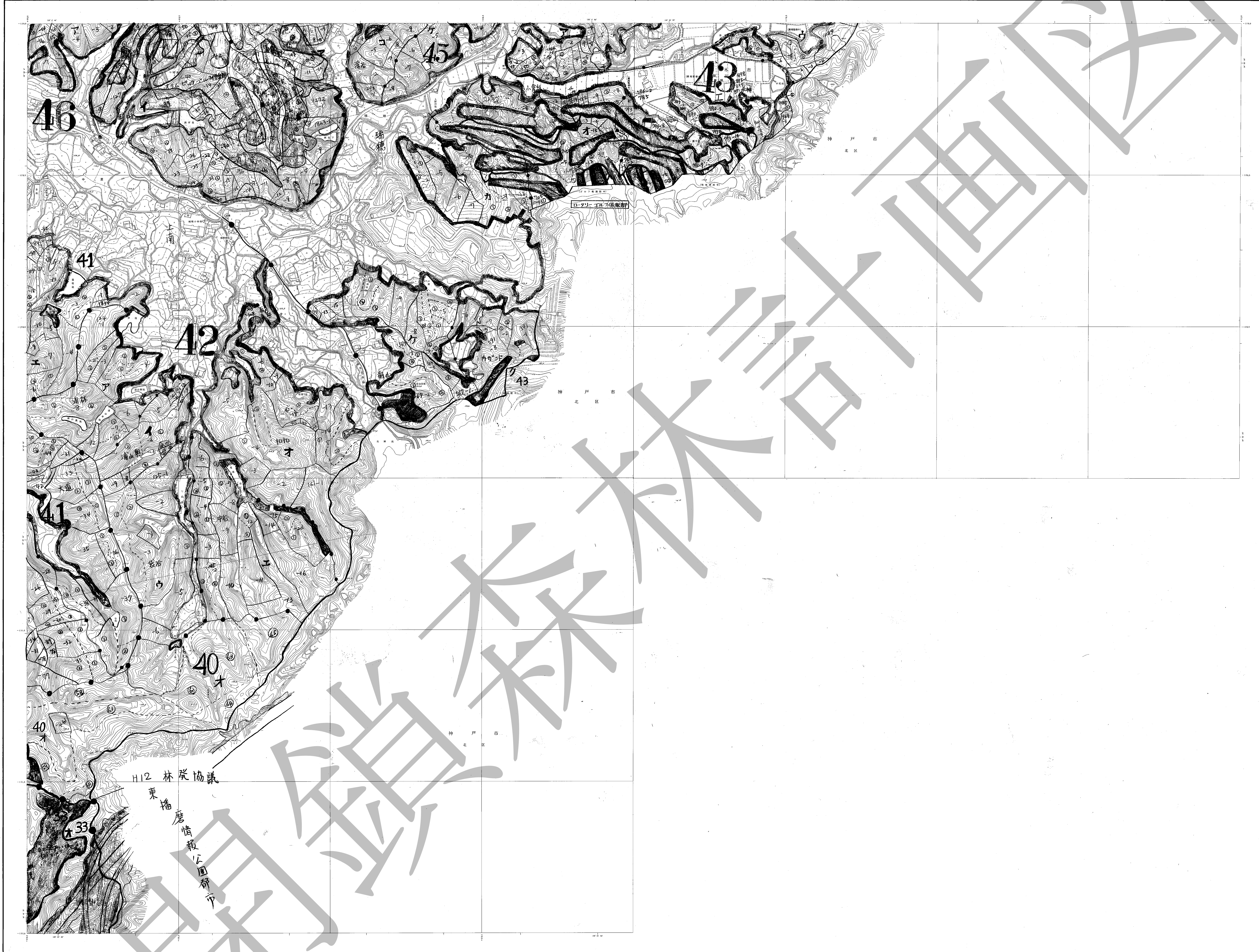
[illegible]

田	田	○	その他の 農木 類	山	山	荒地
▽	煙	▽	芝 地	山	山	はら池
▽	さとう きび畑	○	広葉 葉 林	山	山	笹 地
▽	桑 畑	△	針 葉 林	山	山	しょう 樹 林
△	茶 畑	▽	竹 林	山	山	塩 田
○	果樹園	▽	栗 庭	山	山	湿 地

座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅴ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートルの間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒単位
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
行政界は確定測量されたものではない

計 画 図
森 林 施 業 図

1 : 5,000



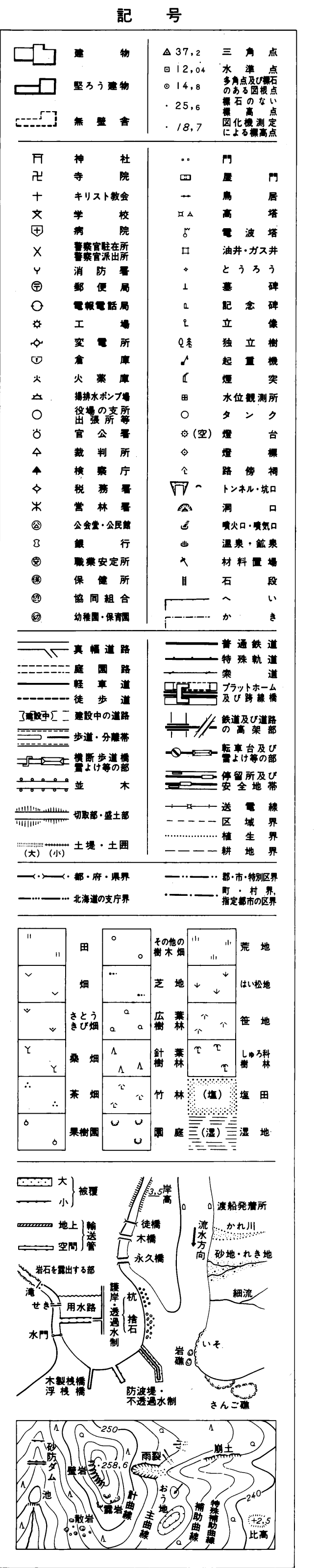
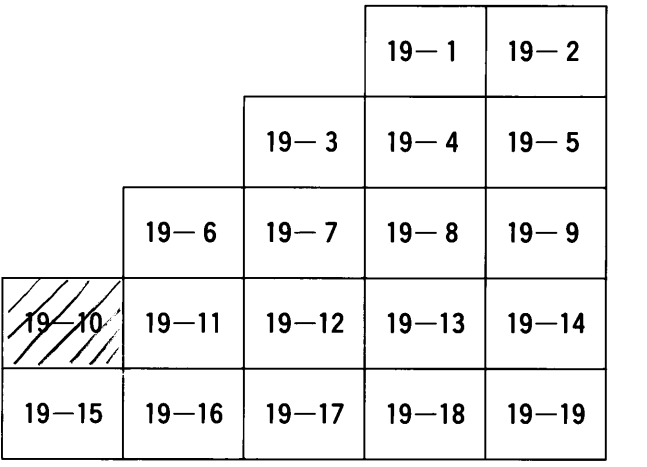
			19-1	19-2
		19-3	19-4	19-5
	19-6	19-7	19-8	19-9
19-10	19-11	19-12	19-13	19-14
19-15	19-16	19-17	19-18	19-19

[illegible]

標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定に
る第Ⅰ座標系
影は横メルカトル図法
郭に表示してある座標値はキロメートル単位
根は0.5キロメートル間隔
郭に表示してある経緯度目盛は10秒単位
その基準は東京湾の平均海面
高線の間隔は2メートル
政界は確定測量されたものではない

計 画 図 旧市町コード16
森 林 施 業 図 三 木 市 19-10

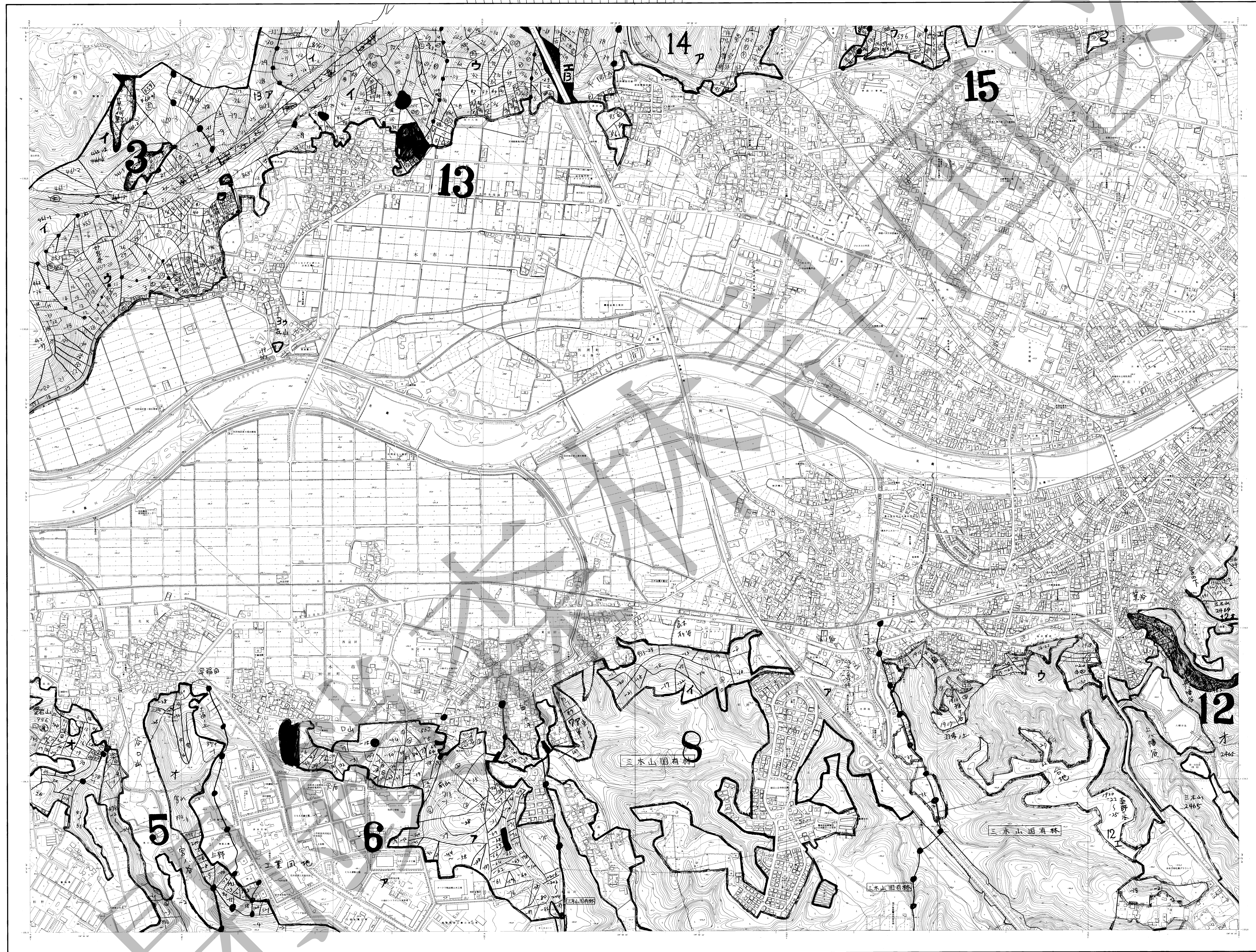
1 : 5,000



座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅴ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒単位
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
行政界は確定測量されたものではない

計 画 図 旧市町コード16
森 林 施 業 図 三 木 市 19-11

1 : 5,000



			19-1	19-2
		19-3	19-4	19-5
	19-6	19-7	19-8	19-9
19-10	19-11	19-12	19-13	19-14
19-15	19-16	19-17	19-18	19-19

記 号		
	建 物	△ 37.2 三 角 点
	堅ろう建物	□ 12.0, 4 水 準 点
	無 壁 舍	○ 14.8 多角点及び のり区画点
		・ 25.6 壁の石の ない点
		・ 18.7 固定機測 定による 観測点

[illegible]

真横道路
縦断道路
縦断車道
横断歩道
横断歩道の縮小・分線部
横断歩道縮小2ヶ所の部
並木
収取部・並木部

特急軌道
普通軌道
河川
プラットフォーム及び降車場
横断歩道の縮小部
縮小及び2ヶ所の部
停留所及び安全地帯
区電線
境界線
町地界
市・町・村境界

道路、境界線

(大) (9)

市・町・村境界
町・市界
市界、町界
町界、市界
町界、市界
町界、市界

田	田	○	その場の 農木葉	(は)	小	荒地
▽	畑	…	芝地			はい牧場
▽	さとうきび畑	○	広樹 葉林	△	△	芒地
△	桑畑	A	針樹 葉林	で		しょう和 林
△	茶畑	で	竹林	(漢)		塩田地
○	果樹園	U	蕨庭 (漢)			濕地

[illegible]

座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅶ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒単位
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
行政界は確定測量されたものではない